

1 件名

日向市立小中学校再編計画策定支援業務委託

2 業務の目的

本市教育委員会では、将来を見据えた学校の適正規模、適正配置に関する基本的な考え方を整理した「日向市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を令和7年5月に策定した。

児童生徒数の減少や学校施設の老朽化が進行する中、学校を取り巻く環境は大きく変化しており、将来にわたり持続可能で質の高い教育環境を確保するためには、学校の適正規模・適正配置をはじめ、施設整備の在り方、通学条件、財政負担、地域との関わり等を含めて総合的に検討する必要がある。

また、学校再編は、児童生徒及びその保護者、教職員はもとより、地域住民を含む多くの関係者に影響を及ぼすものであり、その検討及び推進に当たっては、十分な情報共有を図るとともに、関係者の理解の促進に努めながら進めていくことが重要である。

本業務では、基本方針に基づき、これからの本市の子どもたちにとってより良い教育環境を整えることを目的に、市全域を対象とした日向市立小中学校再編計画（以下「再編計画」という。）を策定する。あわせて、再編計画の策定に当たっては、学校施設の更新や改修、プールの在り方、通学区域及び通学手段、事業費及び財源計画等についても整理し、本市の実情に即した実効性のある計画として取りまとめるものとする。

3 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

4 対象学校・学区

（表1）のとおり

5 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。なお、本業務内容は、再編計画策定に必要と思われる概ねの事項を示したものであり、プロポーザルの実施における提案書及び受託候補者として決定した後の協議において追加・修正した事項についても実施するものとする。

ただし、当該追加・修正した事項の実施は、契約金額の範囲内で対応可能なものに限るものとし、契約金額の変更を要する規模又は内容の追加・修正が必要となった場合は、本市と受託者が別途協議のうえ、契約変更の要否を定めるものとする。

（1）再編計画策定支援業務

ア 再編計画策定目的等の整理

- (ア) 基本方針及びこれまでの経緯の整理
- (イ) 関係法令及び既存計画等との整理
- (ウ) 策定にあたっての基本的な考え方の整理

イ 再編計画案の作成

- (ア) 再編計画案策定スケジュールの検討・決定
- (イ) 小学校及び中学校の校舎・プール集約案（複数案）の検討
- (ウ) 学校再編に伴うライフサイクルコスト（光熱水費、維持管理費等）の増減見込みの試算
- (エ) 上記（イ）～（ウ）に基づく事業費の算出及び市の財源計画（市の負担額の試算）
- (オ) 再編実施に当たり事業費を抑制するためのアイデア・手法の調査・金額の算出
- (カ) 通学区域、通学時間、通学手段の検討
- (キ) 学校再編の推進に必要な業務の整理・スケジュールの検証
- (ク) 上記（ア）～（キ）で検討した内容に基づく学校再編計画案の検討
- (ケ) 前各号に関連し、再編計画の策定を円滑に進めるために必要な論点整理、資料修正、会議運営支援その他これらに付随する提案及び助言

当該提案及び助言の内容は、必要に応じて打合せ記録、委員会資料、説明会資料、中間報告書又は再編計画案に反映するものとする。

また、再編計画案から日向市立小中学校再編計画への格上げに当たっては、教育委員会の議決その他本市が定める手続を経るものとし、受託者は、当該手続に必要な説明資料の作成及び修正対応について本市を支援するものとする。

個別施設の基本設計、測量、詳細な需要調査その他本仕様書に明示のない追加調査又は設計業務を要する場合は、発注者と受託者が協議のうえ、その取扱いを別途定めるものとする。

※再編計画は、将来の本市の児童生徒数に相応しい教育環境を整えるため、具体的な小・中学校の位置・数を精査した上で、財政状況を考慮した整備計画・内容を定めることを目標とする。

一方、計画の策定に当たっては、児童・生徒、その保護者や教職員だけでなく、地域の住民など関係者は多岐・多数に及ぶものであり、また、再編に関係する事業量・規模も多く、長期にわたるとともに多額の財政負担を要する。

しかし、児童生徒数の減少や施設の老朽化は、とどまることなく進んでおり、関係者の理解と協力を得て、スピード感をもって再編を進めることが重要である。

この点を十分に考慮し、本業務に取り組むものとする。

ウ （仮称）再編計画策定委員会の運営支援（履行期間中 6 回程度）

庁内に本委員会を設け、市全体に関わる事項、今後の方針、意見交換会・説明会等の内容等の協議を行う。本委員会の内容（課題、論点整理等）の検討、資料作成、議事録の作成を本業務に含むものとする。

エ 意見公募手続（パブリックコメント）を実施するための資料作成及び再編計画への反映作業（履行期間中１回）

オ 学校再編の検討から計画案策定に至るまでの情報を周知するための広報資料の作成（履行期間中６回程度）

カ 市民アンケート調査等の実施及び集計、分析（契約締結後速やかに、履行期間内１回程度）
市民アンケート調査の実施及び集計、分析を行う。

アンケート調査は、市が導入している自治体専用「ＬＯＧＯフォーム」（（株）トラストバンク社）を活用し、市ホームページやＬＩＮＥ、「広報ひゅうが」等を通じてWeb アンケートを実施する。アンケートの設問案の作成、集計及び分析は受託者が行い、LOGO フォーム上での公開並びに市ホームページ、LINE 及び広報媒体による周知は発注者が行うことを基本とする。

キ 意見交換会・説明会等の実施・運営（素案作成後、履行期間中１５回を基本とする。）

関係者への情報共有及び意見把握のための意見交換会・説明会等（以下「説明会等」という。）を企画し、運営を行う。

説明会等は、学校関係者、保護者、地域住民等を対象としたもの及び本市関係部局を対象としたものを想定しているが、その他計画を円滑に策定するために必要なものを含むものとする。

説明会等の際に配置するアドバイザー及びファシリテーター、使用する資料の作成・印刷及び議事録の作成は、併せて本業務に含むものとする（説明会等におけるアドバイザー又はファシリテーターの配置に当たり、受託者が第三者を活用する場合は、必要に応じて本市の承認を得て実施するものとする）。

施設利用に係る会場借り上げ費用については、発注者にて手配を行うため、受託者は、会場料金及び附帯設備費を除き、説明会等の企画、運営、受付、進行補助、資料作成、印刷、消耗品、通信、郵送及び議事録作成に要する費用を負担するものとし、本件見積額に含めること。

なお、地域住民を対象とした説明会等（以下「住民説明会」という。）は、再編計画素案に基づき、令和９年７月から同年９月末までを基本として実施することを想定している。ただし、説明会等の内容・開催方法・実施回数等は、プロポーザルにおいて提案された内容を基に決定するものとする。

説明会等への受託者の参加は、説明会等の対象者、内容、規模及び開催方法に応じて必要な範囲で行うものとし、参加する場合の方法は、現地参加又はWeb 会議システム等を用いた参加によることができる。なお、住民説明会については、会場運営及び意見把握等のため、必要な受託者担当者の現地参加を基本とする。

大幅な回数の増減が生じる場合は、発注者と受託者が協議のうえ対応する。

見積額の算定に当たっては、説明会等１５回を前提として積算すること。

<参考> １５回の内訳は、住民説明会 １０回程度のほか、本市関係部局を対象とした説明会等 ５回程度を基本とする。

(2) 打合せ協議（履行期間中毎月1回程度）

本市との打合せ（随時。対面又はオンラインにより実施することができる。）及び打合せ記録（全記録及び要約の2種）の作成

6 準拠する法令及び踏まえるべき計画等

(1) 使用する主な法令等

- ア 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成27年1月文部科学省）
- イ 地方公共団体における学校施設等の管理運営等に係る部局横断的な実行計画の策定手法に関する調査研究報告書
- ウ 官公庁施設の建設等に関する法律
- エ 建築保全業務共通仕様書
- オ 建築物のライフサイクルコスト
- カ 義務教育諸学校等の施設費の国庫補助負担等に関する法律、同施行令、同施行規則
- キ 公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針
- ク その他、公共施設に関する指針、関係法令及び通達

(2) 使用する既定計画等

- ア 日向市立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（令和7年5月策定）
- イ 日向市教育大綱（令和7年3月改訂）
- ウ 日向市学校施設長寿命化計画（令和3年3月策定）
- エ 第3向日向市総合計画（令和7年1月策定）
- オ 第3期日向市総合戦略（令和7年1月策定）
- カ 日向市公共施設等総合管理計画（令和5年3月）
- キ 公共施設等におけるPPP／PFI導入ガイドライン（平成30年10月）
- ク 日向市公有財産利活用基本方針（令和3年7月）
- ケ 日向市都市計画マスタープラン（平成30年12月策定）

※法令等の改正又は計画等の改定があった場合は、発注者と協議のうえ、必要に応じて業務に反映するものとする。

7 資料等の貸与

本市が保有している本業務に関して必要な情報又は資料（学校施設台帳、学校施設長寿命化計画の基礎データ、児童生徒数推計資料等）について、無償で貸与を受けることができる。

受託者は、貸与された関係資料を本業務以外に使用してはならない。取扱い及び保管に関しては慎重に行うこと。本市の承諾なくして複製してはならない。

なお、貸与された関係資料及び複製された資料は、業務完了後速やかに返還すること。ただし、本市が返還を求めない場合はこの限りでない。

8 作業計画

- (1) 受託者は、契約後速やかに、本市と作業内容や方法等について協議のうえ作業計画書を作成し、承認を得なければならない。

作業計画書には、以下の事項を記載する。

- ア 業務実施方針
- イ 業務内容
- ウ 工程表
- エ 業務責任者及び主担当者
- オ その他必要事項

なお、工程表には、少なくとも市民アンケート調査の実施時期、再編計画素案及び概要版素案の作成・提出時期、住民説明会の実施時期、意見公募手続の実施時期並びに再編計画案の作成時期を明記すること。

- (2) 業務責任者は、全ての業務を管理すること。業務責任者は国又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似した業務に従事した実績を有し、本業務に必要な知識、技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する者とする。

- (3) 業務責任者及び本業務に従事する主担当者は、本業務の完了まで従事すること。

9 成果品

受託者は、業務の成果品として、次のものを提出する。

電子データは、成果品の区分ごとに整理したフォルダ構成により提出するものとし、少なくとも「00_打合せ協議」「01_素案」「02_概要版素案」「03_再編計画」「04_概要版」「05_地図データ」「06_委員会・説明会等」「07_アンケート」「08_パブリックコメント」「09_広報資料」の区分を基本とする。ファイル名は、作成日及び版数が判別できるものとし、最終版にはその旨を明記すること。

また、電子データは、編集可能データと閲覧用 PDF の両方を提出することとし、記録媒体の種類、地図データの提出形式（例：Word、Excel、GIS 地図データ形式等）その他詳細な仕様については、発注者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

- (1) 日向市立小中学校再編計画素案 書面（A 4 判、原本 1 部、副本 2 部）、電子データ
- (2) 日向市立小中学校再編計画概要版素案 書面（A 4 判、簡易製本 50 部）、電子データ
- (3) 日向市立小中学校再編計画案 書面（A 4 判、原本 1 部、副本 2 部）、電子データ
- (4) 日向市立小中学校再編計画概要版案 書面（A 4 判、簡易製本 50 部）、電子データ
- (5) 学校区全体図（校区再編図）等の地図データ 適宜
- (6) 打合せ記録（全記録及び要約） 一式（電子データ）
- (7) 委員会・説明会等の資料及び議事録 一式（電子データ）
- (8) パブリックコメント実施資料及び意見反映整理表 一式（電子データ）
- (9) 広報資料データ 一式（電子データ）

- (10) 計画策定に係る全ての電子データ 一式（電子ファイルを記録媒体に格納）
- (11) 中間報告書 1部（書面及び電子データ）
- (12) 市民アンケート調査結果及び分析資料 一式（電子データ）
- (13) 意見交換会・説明会等実施結果及び結果整理資料 一式（電子データ）
- (14) 住民説明会、委員会及び意見公募手続等に向けた論点整理資料、説明会資料案及び進行管理資料 一式（電子データ）

10 検査及び引き渡し

(1) 中間検査

中間報告書、日向市立小中学校再編計画素案及び日向市立小中学校再編計画概要版素案を令和8年度末までに提出し、中間検査を受けること。

なお、中間報告書には、少なくとも次の事項を含むものとする（業務の進捗状況等を踏まえ、本市と受託者が協議のうえ、記載事項を調整することができる）。

ア 「5 業務内容」(1) アに定める再編計画策定目的等の整理

イ 「5 業務内容」(1) イ（ア）から（ク）までに定める検討状況報告

ウ 「5 業務内容」(1) カに定める市民アンケート調査結果及び分析結果

エ 前各号の検討結果を踏まえた再編計画素案及び概要版素案

オ 令和9年7月から同年9月末までに実施する住民説明会、委員会及び意見公募手続等に向けた論点整理資料、進行予定並びに説明会資料案等

論点整理資料は、書面及び電子データにより提出するものとし、少なくとも主要論点、想定される意見及び質問、対応方針案、住民説明会資料案並びに意見公募手続資料案を含むものとする。住民説明会等の実施直前に軽微な修正が生じた場合は本業務の範囲内で対応するものとし、内容の大幅な変更を要する場合は、発注者と受託者が協議（対面又はオンラインによる実施を可とする。）のうえ対応を定めるものとする。

(2) 完了検査

業務完了後、前項に定める成果品を業務完了届とともに提出し、検査を受けること。

なお、納品後、成果品に受託者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、補足及び修正を行うこととし、その費用については受託者の負担とする。

11 支払方法

2回払い（令和8年度末の中間検査合格後及び令和9年度の業務完了検査合格後）

12 その他遵守事項

- (1) 受託者は、本市から打合せ又は状況報告等の指示があったときは、それに従うこと。打合せに際しては十分な時期を設けること。なお、本仕様書に定める本市と受託者との打合せ、協議、報告及び資料確認は、必要に応じて対面又はオンラインにより実施することができるものとする。

- (2) 本業務における成果品、作成資料、電子データ等は全て本市に帰属し、受託者は本市の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。
- (3) この業務に関して知り得た秘密は、他に漏らしてはならない。万一、漏えい、紛失その他の事故が発生した場合は、以下の対応を行うこと。
- ア 直ちに発生日時、内容、発生原因等を確認し、覚知後 24 時間以内に書面により報告すること。
- イ 発生内容に応じ、本市と協議のうえ、対応措置（流出元の特定、再調査、紛失物の追跡等）を検討し、実行すること。
- ウ 再発防止策を検討し、本市の承認を得たうえで速やかに実施すること。
- エ 関係者への二次被害の有無を調査し、二次被害が発生した場合は、本市と協議のうえ、速やかに対策を講じること。
- (4) 受託者は、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理に必要な措置を講じること。
- (5) 現地調査に際しては、事前に学校と日程調整を行い、学校活動の支障とならないよう実施すること。
- (6) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる一部業務については、あらかじめ本市の承認を得た場合に限り、再委託することができる。
- (7) 災害、感染症の拡大その他やむを得ない事情により業務の継続が困難となった場合は、本市と受託者が協議のうえ、業務内容、履行方法又は履行期間の変更を行うことができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議のうえこれを定め、業務を円滑に実施すること。

(表 1)

番号	対象小学校	通学区域内中学校	備考
1	富高小学校	日向中学校	
2	日知屋小学校	富島中学校	
3	財光寺小学校	財光寺中学校	
4	細島小学校	富島中学校	
5	塩見小学校	日向中学校	
6	平岩小中学校（小学部）	平岩小中学校（中学部）	小中一貫校（一体型）
7	美々津小学校	美々津中学校	令和 9 年 4 月に寺迫小学校に編入
8	大王谷学園（初等部）	大王谷学園（中等部）	小中一貫校（併設型）
9	日知屋東小学校	富島中学校	
10	財光寺南小学校	財光寺中学校	
11	東郷学園（小学部）	東郷学園（中学部）	小中一貫校（一体型）
12	東郷学園若竹分校 （小学部）	東郷学園若竹分校 （中学部）	
13	寺迫小学校	美々津中学校	令和 11 年 4 月に美々津中学校と 義務教育学校として再編

番号	対象中学校	通学区域内小学校	備考
1	富島中学校	日知屋小学校、細島小学校、 日知屋東小学校	
2	平岩小中学校（中学部）	平岩小中学校（小学部）	小中一貫校（一体型）
3	美々津中学校	美々津小学校、寺迫小学校	令和 11 年 4 月に寺迫小学校と義務 教育学校として再編
4	日向中学校	富高小学校、塩見小学校	
5	財光寺中学校	財光寺小学校、財光寺南 小学校	
6	大王谷学園（中等部）	大王谷学園（初等部）	小中一貫校（併設型）
7	東郷学園（中学部）	東郷学園（小学部）	小中一貫校（一体型）
8	東郷学園若竹分校 （中学部）	東郷学園若竹分校 （小学部）	